

## 第 51 回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム声明文 (抄) (仮訳)

日本の個人情報保護委員会は、5月29日から30日、日本の東京において、第51回アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラムを開催した。APPA のメンバー及び招待されたゲストは、二日間にわたり、プライバシーの国際的な動向について議論を行い、自国の経験を交換し、アジア太平洋地域における教育及び執行活動に関する協力のための機会を探った。フォーラムは、6のメンバーからなる APPA のガバナンス委員会の支援を得て企画され、14の APPA メンバー当局が参加した。

### ○ 1日目 (メンバー及びクローズド・セッション)

個人情報保護委員会の小川克彦委員がフォーラムを開会し、メンバーを歓迎した。

第1日目は、APPA の事務局及びガバナンス委員会の議長としてのブリティッシュ・コロンビア OIPC からの報告により始まった。

コミュニケーション作業部会は、プライバシー啓発週間 (Privacy Awareness Week) 及びメンバーにおける教育啓発関係資料の継続的な収集に関する報告書を提示し、また、APPA を表象するマスコットを持つというアイデアが提案された。さらに、豪 OAIC は、APPA のメンバーが公表したソーシャルメディア及びモバイルアプリに関する参考資料及び指針について説明を加えた。

香港 PCPD が議長を務めるテクノロジー作業部会は、技術関連公表物のデータベースに係る報告を行った。作業部会に参加していない APPA のメンバーは、作業部会への参加者を指名するよう勧められた。シンガポール PDPC が、2010年以來議長を務めてきた香港 PCPD を引き継いで、テクノロジー作業部会の議長に任命された。新しい出版物である「ICT システムのためのデータ・プロテクション・バイ・デザインの指針」—シンガポール PDPC 及び香港 PCPD との共同作成—も紹介され、APPA のメンバーは意見を求められた。

比較統計作業部会は報告書を提示した。APPA のメンバーは、苦情処理期間に係るベンチマークの開発のため、ニュージーランド OPC が事務局を支援することを了承した。作業部会は、苦情処理の統計を記録するため年2回の APPA メンバーによる報告テンプレートにおける三つの報告項目を提案した。ニュージーランド OPC は、これらの項目のテンプレート整備のため事務局を支援する。

第50回 APPA フォーラムにおいて次回取り上げることとなっていた、二つの

セッションが引き続いて行われた。ニュージーランド OPC 及びシンガポール PDPC がトラストマークについて報告を行った。カナダ OPC は、豪 OAIC と共にオープンバンキングについて報告を行った。

ジュリスディクション・レポートの議題において、メンバーは、法律の改正、リサーチ、調査及び執行、教育及び周知啓発を含むプライバシー保護の分野における各メンバーの重要な進展に関して、情報及び見解の共有、議論を行った。メンバーは、また、重大なデータ漏洩事案から学んだ教訓を共有した。「データ漏洩通知－当局のシステムとプロセス」については、ニュージーランド OPC が、同国において開催された第 50 回 APPA フォーラムにおいて提出された報告書からのアップデートを提示した。カナダ OPC、ニュージーランド OPC 及びフィリピン NPC においてアップデートがあった。さらに、シンガポール PDPC も、システム及びプロセスを共有した。この報告書は APPA のウェブサイトで公表される。APPA のメンバーは、今後のアップデートは、事務局がニュージーランド OPC の支援を得て行うことを了承した。

シンガポール PDPC、カナダ OPC、韓国 KISA、英国 ICO 及びフランス CNIL は、データ保護に係る調査及び執行に関する自国の活動について報告した。

ニュージーランド OPC は、2019 年 3 月のクライスト・チャーチ事件を受け、テロリスト及び暴力的過激派のコンテンツのオンラインによる拡散を防止する方法に係る議論をリードし、その後の Christchurch Call to Action について説明した。これに続き、シンガポールが自国の新しいオンライン虚偽及び印象操作からの保護に関する法律について共有した。

GDPR1 年後の世界におけるプライバシー実務のテーマにおいて、EDPB 及び CNIL は、GDPR の実装及び適用における自らの経験のほか、想定されるその将来について考察した。その後、フィリピン NPC が、同国のデータプライバシー法、その施行規則等が大きく GDPR に依拠していること、また、同国におけるプライバシー慣行を改善、擁護及び促進するための取組について説明した。

第一日目では、次の項目についても議論が行われた。

- 英国 ICO による、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議に関する報告
- カナダ OPC、ニュージーランド OPC、ブリティッシュ・コロンビア OIPC、マカオ OPDP 及び香港 PCPD によるグローバルプライバシー執行ネットワーク (GPEN) に関する報告
- メキシコ INAI によるデータ保護のイベロ・アメリカンネットワークに関する報告
- 個人情報保護委員会による APEC 越境プライバシールール (CBPR) システ

## ムに関する報告

第1日目は、フィリピン NPC による第 52 回 APPA フォーラム開催宣言及び集合写真の撮影をもって終了した。

### ○ 2日目（ブローダーセッション）

第2日目は、いくつかの当局による人工知能（AI）に関するプレゼンテーションで始まった。米国 FTC が AI 技術のプライバシー面における最近の進展について紹介した。続いて、香港 PCPD が「香港及び中国本土における AI」について、シンガポール PDPC が「シンガポールの AI ガバナンス及び倫理イニシアティブ」について、そして、個人情報保護委員会が「人間中心の AI 社会原則」を含む政府の取組について、それぞれ説明した。

次に、個人データの越境移転に関する諸問題についてのプレゼンテーションが行われた。米国商務省が相互運用性について議論した。TrustArc 及び JIPDEC が、APEC の CBPR システムがもたらす機会とともに同システムが孕む課題、特に、当該システムにおけるアカウントビリティ・エージェント、一般的な認証機関及びトラストマークについて説明した。個人情報保護委員会は、個人データの越境移転に係るグローバル規模の枠組みを構築する新たな取組について説明した。

CIPL が、信頼できるデジタル時代におけるアカウントビリティの枠組みについて紹介した。これは、組織に対し検証・実証可能なプライバシー管理プログラムの実行を求めるとともに、権限のある規制当局に対しアカウントビリティを促進し動機づけることを求めるものである。そして、IT 連盟が、「情報銀行（信頼できる個人データ管理サービス）」の認証システムについて説明し、その後、ABLI がアジアにおけるプライバシーのアカウントビリティについて概説した。

最後に、子どものプライバシーに関する議論が行われた。ここでは、英国 ICO による「年齢適正デザインコード（Age Appropriate Design Code）」、米国 FTC による TikTok 事件の調査、個人情報保護委員会による広報活動、Ubisoft による、携帯電話、PC 及びゲーム端末によるゲームの開発及び販売、並びに何百万人ものプレイヤー（多くの場合子どもであり得る）のデータの取扱いについての説明があった。